

道の駅「ごいせ仁摩」指定管理者募集に係る質問及び回答

【R7.5.7 回答分】

	項目	質問	回答
募集要項関係	11.職員の雇用	次期指定管理者が現在の指定管理者と異なる場合には、新たな指定管理者は、現在道の駅ごいせ仁摩で雇用されている職員を雇い入れることが可能か？	<p>現在、道の駅ごいせ仁摩で雇用されている職員を新たな指定管理者が雇い入れることについて、市として特に制限は設けておりません。現在の指定管理者に雇用状況・見込み等について確認の上、判断してください。</p> <p>なお、職員の雇用については、募集要項及び仕様書に記載のとおり、積極的に市内在住者を雇用するよう配慮してください。</p>
	12.応募資格	応募資格の留意事項として、個人は申請資格を有しないとあるが、申請までに会社等を設立しなければならないのか？	<p>申請までに正式な会社等を設立いただく必要はありません。ただし、個人で申請することは出来ないため、何らかの団体(仮)で申請いただく必要があります。</p> <p>なお、上記の場合には選定後の名称変更も可能です。構成員の変更については、団体(仮)の弱体化(脱退等)となる変更は認めませんが、強化に繋がる変更(追加加入等)は、協議の上、認める場合があります。</p>
	13.提出書類	申請時点で会社等を設立していない場合、直近1年の国税及び地方税の各納税証明書(滞納のない旨の証明)や申請日の日の属する事業年度の前年度における貸借対照表、損益計算書などの決算関係書類を用意することは出来ないが、その場合どのような書類が必要となるのか。	<p>申請時点で会社等を設立していない場合は、以下の書類を大田市へ提出してください。</p> <p>(1)大田市公の施設の指定管理者の指定申請書(様式第1号)</p> <p>(2)大田市公の施設事業計画書(様式第2号) ※更新制を前提とし、最長10年まで計画可</p> <p>(3)大田市公の施設収支予算書(様式第3号) ※更新制を前提とし、最長10年まで計画可</p> <p>(4)別紙様式1～2</p> <p>(5)関係書類 ①団体(仮)の規約、会則又はこれらに類する書類 ②団体(仮)の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類 ③団体(仮)の代表者の直近1年の国税及び地方税の各納税証明書(滞納のない旨の証明) ④指定管理者指定申請申請に係る誓約書(別紙様式3) ⑤設立を予定する会社等の事業計画書及び収支予算書 ※任意様式可。設立を予定する会社等の事業目的、資本金等の資金調達方法、収支</p>

			<p>の見込みなどを示してください。</p> <p>(6)提出部数 正本1部及び副本13部(副本は複写可) なお、大田市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。</p>
--	--	--	--